



JASDAQ

平成 26 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾
	(JASDAQ・コード9707)
問い合わせ先	執行役員 寺坂 淳 管理本部長
電話番号	03 (5413) 8228

株主代表訴訟の判決の確定に関するお知らせ

平成 26 年 8 月 29 日付け「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社株主が原告となり、当社元監査役及び元取締役並びに現取締役（以下併せて「当社元監査役等」といいます。）を被告として東京地方裁判所に提起された株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）について、同裁判所より、当社元監査役等の法的責任を全て否定する全面的勝訴判決が言い渡されておりましたが、控訴期限までに当社株主より控訴がなされず、当該全面的勝訴判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本件株主代表訴訟は、平成 25 年 9 月 17 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社が株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債（以下「本件社債」といいます。）を引き受けたことにより被った損害約 35 億円に関し、当社元監査役等に対し、監査役としての監視義務違反を理由として、また、当社元取締役及び現取締役に対し、取締役の善管注意義務及び忠実義務違反を理由として、損害賠償を請求するものでした。当社は、同年 10 月 16 日付け「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本件社債引受けによる損害は、当社元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）及び当社元取締役である内田喜朗氏（以下「内田氏」といいます。）が取締役会に諮ることなく、独断で行ったことにより発生したものであり、他の役員に法的責任はないものと判断していたため、本件代表訴訟において、被告となった当社元監査役等の側に補助参加しておりました。

その後、平成 26 年 8 月 29 日に、東京地方裁判所より、本件社債引受けに関し、被告となった当社元監査役等が監査役又は取締役としての任務を怠ったということではできないとして、原告である当社株主の請求を全て棄却する全面的勝訴判決が言い渡されました。その後、控訴期限までに控訴がなかったことから、当該判決が確定しました。

これにより、当社の判断したとおり、本件社債に関し、当社元監査役等の法的責任がないことが確定いたしました。

他方で、当社としましては、本件社債引受けに関して損害が発生したこと自体については大変遺憾であり、本件社債に関する一連の事情が発覚して以降、同様の事象の発生を未然に抑止する趣旨も含めて、社内の意思決定プロセスを含む管理体制等を強化してまいりました。今後も、株主様、お客様、お取引先、その他のステークホルダーの皆様にご信頼して頂くべく更なるコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めて参る所存でございます。

以上